

新役員が決定しました

令和3年5月19日、第61回通常総会を開催し協議した結果、全ての議案について原案の通り承認されました。なお、新役員は以下の通りです。

【新役員】

会 長	紺野 篤男 (再)		
副会長	佐藤 裕美 (再)	副会長	佐藤 真也 (再)
理 事	服部 裕一 (再)	〃	角田 正彦 (再)
〃	白川 敏明 (再)	〃	斎藤 孝裕 (再)
〃	木村 慶三 (再)	〃	伊藤 正行 (再)
〃	中村 哲也 (再)	〃	川又 康彦 (再)
〃	山田 栄治 (再)	〃	渡辺 達也 (再)
〃	佐久間 潤 (再)	〃	一條 年広 (再)
〃	齋藤 昌朗 (新)	〃	鈴木 重忠 (再)
〃	齋藤 公夫 (新)	〃	安斎 圭一郎 (再)
〃	安斎 忠幸 (新)	〃	橋本 圭介 (新)
〃	氏家 一造 (新)	〃	島田 恵美 (再)
監 事	松崎 益一 (再)	監 事	相良 元章 (再)

インボイス制度について

◆令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」通称インボイス制度が導入されます。

「適格請求書等保存方式」の下では、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

※ 「適格請求書」とは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類です。

◆令和5年10月1日から開始される「適格請求書保存方式」に先立ち、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の申請が開始されます。「適格請求書発行事業者」の登録を受けるには、税務署に申請書を提出する必要がありますので、登録を希望される方は忘れずに申請してください。

HACCP (ハサップ) について

令和3年6月から食品を扱う全ての事業者に対しHACCPによる衛生管理の完全義務化が開始されます。

対象は「食品の製造・加工、調理、販売、飲食店などの食品を扱うすべての事業者」です。大規模な食品工場や、食品を加工しない販売のみのスーパー、個人経営の飲食店もHACCPを導入する必要があります。

ただし、従業員数が50名未満で、一般衛生管理の対応範囲内の業種である小規模事業者におきましては、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理（HACCPに沿った衛生基準）が認められます。

◆HACCP導入のメリット

- ① 社員・スタッフの衛生管理に対する意識の向上
- ② 生産効率の向上
- ③ 製品の不具合発生時に迅速な対応ができる
- ④ クレーム・事故の減少
- ⑤ 自社の衛生管理のPR力がアップ
- ⑥ 取引先や販路の拡大

同一労働・同一賃金について

同一労働同一賃金とは、正規雇用労働者（正社員や無期雇用のフルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指す取り組みを指します。単に「正社員」「パート」といった雇用形態の違いによって待遇差を設けるのではなく、職務内容や配置変更の範囲を根拠に、労働者を適正に処遇する制度です。

令和3年4月から中小企業も適用となっています。

※ 詳しくは、働き方改革に伴う専門家派遣制度や個別相談会も予定しておりますので、是非ご活用ください。

飯坂温泉観光アプリのご紹介

飯坂温泉の観光アプリを販路開拓にご利用ください。



## 新型コロナウイルス感染拡大協力金（県）

福島県全域を対象として、令和3年5月15(土)午後8時～令和3年6月1日(火)午前5時までの間、午前5時～午後8時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえでご協力いただいた場合、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」が交付されます。

対象施設: 飲食店営業許可を受けた以下の施設

### ◆ 接待を伴う飲食店 ◆ 酒類を提供する飲食店

※ 対象外となる店舗もございますので、HPでご確認ください。

#### 【 交付額 】

売上高方式と売上高減少方式があり、令和元年又は令和2年5月の売上げを基に算出した単価で計算。詳しくはHPをご覧ください。

【 申請期間 】 令和3年7月30日(金)

【 提出書類 】 申請方法等につきましては、県のホームページ又は商工会のホームページをご覧ください。

## 一時金第2弾（県）

### 売上の減少した中小企業に対する一時金

福島県緊急特別対策に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等に対し一時金が交付されます。

#### 【 主な交付要件 】

県内の飲食店と直接または間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、**令和3年5月の売上が令和元年又は令和2年5月と比べて30%以上減少したこと。** 詳しくはHPをご覧ください。

【 交付額 】 一律20万円

#### 【 提出書類 】

- ①一時金交付申請書
- ②事業活動がわかる書面
- ③振込先の通帳の写
- ④営業状況が分かる資料
- ⑤R元年又はR2年の申告書第1表（収受印のあるもの）
- ⑥R元年又はR2年の決算書の写し
- ⑦運転免許証等の写し
- ⑧飲食店営業許可証

なお申請方法等はホームページをご覧ください。

## 部会役員が決定しました

商業部会と工業部会の新役員が決定しました。新役員は以下の通りです。

### 【 商業部会 新役員 】

部会長	佐藤 裕美 (再)
副部会長	木村 慶三 (再)
〃	中村 哲也 (再)
幹事	伊藤 俊朗 (再)
〃	本田 忠蔵 (再)
〃	氏家 圭三 (再)
〃	川又 康彦 (再)
〃	佐藤 真也 (再)
〃	佐久間 潤 (新)

### 【 工業部会 新役員 】

部会長	斎藤 孝裕 (再)
副部会長	斎藤 利紀 (再)
〃	山田 栄治 (再)
幹事	松崎 益一 (再)
〃	佐藤 誠 (再)
〃	鈴木 重忠 (再)
〃	渡辺 達也 (再)
〃	安斎 圭一郎 (再)
〃	木戸 康司 (新)
〃	櫻井 誠 (新)
〃	大宮 正広 (新)